

平成29年第2回定例会 一般会計予算・決算審査特別委員会
経済建設分科会審査記録

- 1 日 時 平成29年6月23日(金) 午後1時00分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第95号 平成29年度村上市一般会計補正予算(第2号)
- 4 出席委員(10名)
- | | |
|-------------|-----------|
| 1番 川村敏晴君 | 2番 本間善和君 |
| 3番 平山耕君 | 4番 本間清人君 |
| 5番 姫路敏君 | 6番 大滝久志君 |
| 7番 小田信人君 | 8番 川崎健二君 |
| 副委員長 鈴木いせ子君 | 委員長 大滝国吉君 |
- 5 欠席委員
なし
- 6 委員外議員
竹内喜代嗣君
- 7 地方自治法第105条による出席者
議長 三田敏秋君
- 8 オブザーバーとして出席した者
なし
- 9 説明のため出席した者
- | | |
|--------------|--------------|
| 副市長 | 忠 聡君 |
| 農林水産課長 | 山田義則君 |
| 同課農業振興室長 | 小野道康君(課長補佐) |
| 同課農業振興室係長 | 中川博之君 |
| 同課農業振興室係長 | 鈴木義貴君 |
| 同課農業振興室係長 | 伊藤孝雄君 |
| 同課林業水産振興室長 | 大滝敏文君(課長補佐) |
| 同課林業水産振興室副参事 | 本間研二君 |
| 農業委員会事務局長 | 小川寛一君 |
| 商工観光課長 | 竹内和広君 |
| 同課商工振興室長 | 山田昌実君(課長補佐) |
| 同課観光交流室長 | 小川智也君(課長補佐) |
| 建設課長 | 中村則彦君 |
| 同課整備室長 | 伊与部善久君(課長補佐) |
| 同課整備室係長 | 小田康隆君 |
| 同課管理室長 | 五十嵐忠幸君(課長補佐) |
| 同課日沿道対策室長 | 山田知行君(課長補佐) |
| 同課日沿道対策室副参事 | 高橋和憲君 |
| 都市計画課参事 | 本間孝則君 |
| 同課建築住宅室長 | 志村悟君(課長補佐) |
| 下水道課長 | 早川明男君 |
| 同課管理業務室長 | 稲垣秀和君(課長補佐) |

同課管理業務室係長	齋藤健一君
水道局長	川村甚一君
同局管理業務室長	内山治夫君（課長補佐）
村上支所村上水道事務所長	山田広良君（課長補佐）
荒川支所産業建設課長	佐藤義信君
神林支所産業建設課長	長柄長司君
朝日支所産業建設課長	大滝清考君
山北支所産業建設課長	加藤泰君

10 議会事務局職員

局長	小林政一
係長	鈴木渉

（午後1時00分）

委員長（大滝国吉君）開会を宣する。

○本特別委員会の審査については、本特別委員会に設置した経済建設分科会の所管事務について審査することとし、同分科会の審査については、分科会の会長には常任委員長が、副分科会長には常任副委員長が就任し、議事運営することとした。

分科会長（川崎健二君）経済建設分科会の開会を宣する。

○本日の審査には、議第95号の経済建設分科会所管分について審査した後、議第95号の経済建設分科会所管分について賛否態度の取りまとめ行う。

日程第1 議第95号 平成29年度村上市一般会計補正予算（第2号）のうち当分科会所管分を議題とし、担当課長（農林水産課長 山田義則君、商工観光課長 竹内和広君、建設課長 中村則彦君）から歳入の説明を受けた後、歳入についての質疑に入り、歳入についての質疑終了後、歳出についての説明を受けた後、歳出についての質疑に入る。

歳入

第15款 県支出金

（説明）

農林水産課長 ページの7、8をごらんください。15款2項4目農林水産業費県補助金の1節農業費補助金だが、1、青年就農支援事業推進補助金12万8,000円は、平成29年度から就農者に対するサポート体制の規定が設けられ、経営技術、営農資金、農地、それぞれ各1名の専属担当者が訪問指導することとなり、その専門員の報償に対しての補助金であります。2節林業費補助金742万5,000円は、朝日地区のマクリ沢線、黒田線、仮田沢線の県事業採択に伴う補助金の追加である。

第20款 諸収入

（説明）

農林水産課長 20款6項6目雑入の5節農林水産業雑入は、過年度分の機構集積協力金の返還であるが、一旦預けた農地を売却することになったとか、中間管理機構に預けないで農

地を貸したいとの所有者の意思により、要件から外れる農地の返還金が生じたものである。以上である。

歳入

第15款 県支出金

(質 疑)

なし

[委員外議員]

なし

第20款 諸収入

(質 疑)

なし

[委員外議員]

なし

歳出

第6款 農林水産業費

(説 明)

農林水産課長 11、12Pをごらんください。6款1項3目農業振興費であるが、8節報償費12万8,000円は、歳入で説明した新規就農者専属担当者報償費である。3人体制で4人の対象者に1人2回ほどのサポートを計画している。23節償還金、利子及び割引料120万円は、歳入で説明した機構集積協力支援事業の返還金である。次に、5目農地費であるが、19節負担金、補助及び交付金1,805万円は、説明欄にある県営団体営土地改良事業等負担金の1,075万円、これについては荒川沿岸土地改良区での関根川にかかる団体営基幹水利ストックマネジメント事業の事業費増加による負担金の増額である。また、農業農村整備事業等補助金の730万円は、村上神林地区のパイプライン工事への土地改良区に対する補助金の増額である。次に、6目農山村振興事業費であるが、11節需用費50万円は、神林有機資源リサイクルセンターの攪拌機、それとホイールローダー等の修繕料の増額である。次に、2項1目林業総務費であるが、15節工事請負費730万円は、道玄池いこいの森森林公園の防護柵等の修繕工事である。13、14Pをごらんください。2目林業振興費であるが、19節負担金、補助及び交付金91万1,000円は、森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業、いわゆる里山整備活動に対する交付金である。平成28年度までは国で100%出していたけれども、平成29年度から地方公共団体が負担を行う場合、優先採択するということになったので、全体事業費の4分の1の額を計上したものである。次に、3目林道維持費であるが、15節工事請負費、県の事業採択により朝日地区のマクリ沢線、黒田線、仮田沢線の工事請負費を追加するものである。次に、3項4目漁港建設費であるが、13節委託料と15節工事請負費の組み替えをお願いするものである。当初において桑川漁港、脇川漁港の保全工事に係る測量設計等委託料を計上していたが、県の内示により工事を優先する予算配当になった。そのため工種の検討を行い、桑川漁港と

脇川漁港の防波堤の断面修復工事を行いたく、組み替えをお願いするものである。
以上である。

第7款 商工費

(説明)

商工観光課長 それでは、7款1項5目工業団地経費である。14Pをごらんください。工業団地経費として土地所有者名義変更の負担金120万円を計上させていただいた。この件については、3月30日に全員協議会のほうで説明させていただいた山北地内の堀ノ内工業団地の未登記物件について、現所有者による自己取得を理由とする民事裁判による解決だということで説明させていただいたが、裁判のめどが立ち、おおよその概算の提示を受けたので、120万円を市が負担するという形で計上させていただいたものである。それから、7目委託料、観光諸施設経費、測量設計等委託料で300万円を追加補正させていただいた。この測量設計等委託料については、以前からご指摘を受けている庁舎周辺における観光駐車場及び公衆トイレの整備に係る調査委託業務費として計上させていただいた。昨年度村上簡易裁判所の件で一部官舎跡地を購入させていただいた。その際にもご説明させていただいたとおり、裁判所の建てかえされた場合の余剰地について、市へ譲ってくれないかということで事務レベルで話を進めてまいったが、村上簡易裁判所の建てかえが本年度着工というものが公示になり、本年度中に建てかえということになったので、その余剰地も含めてこの庁舎周辺で長年の懸案である大型観光バスも含めた観光駐車場及び公衆用トイレの整備について、その適地等も含めて調査をするものである。なお、新潟財務事務所のほうよりも、仮に裁判所がこちらに譲っていただけという話になった場合、財務事務所に移管後、こちら側から要望を出す形になるが、早い時期から概要というか構想のほうはつくっておけという指示も来ているので、6月で追加させていただいて、早目に着手したいというものである。以上である。

第8款 土木費

(説明)

建設課長 それでは、建設課所管分である。第8款土木費、1項土木管理費、第1目土木総務費になる。説明欄をごらんいただきたいと思う。1の広域道路整備一般経費であるが、100万円を追加計上させていただいた。日沿道建設促進新潟地区期成同盟会負担金70万円であるが、こちらのほうについては朝日温海道路であるが、トンネル工事が既に発注されて、ようやく本格的な工事の着工が期待されているところである。この本格的な工事の着工を記念する行事を国、県など関係機関と一体となり、開催する費用として同盟会の負担金を追加計上させていただいた。次に、日沿道建設促進新潟山形県境地区期成同盟会負担金30万円であるが、この県境地区の同盟会が設立して来年で30周年を迎える。これを記念してことし当市で開催する同盟会促進大会、8月24日予定している。こちらをイベントとして例年より規模の大きいものを行いたいと考えて、こちらのほうも負担金を増額させていただくものである。2項道路橋りょう費、3目道路新設改良費である。説明欄1、市道整備事業経費で335万6,000円を追加計上させていただいた。こちらのほうであるが、現在荒川パークングの工事を国土交通省で進めていただいている。荒川の下り線、海側であるが、こちらのパークングについては市道等の一般道からの簡易乗り入れの計画がなかつ

た。このために乗り入れ道路の工事を国のほうに要望していたが、今年度国のほうで設置していただける見込みとなった。これに伴い、パーキングへの乗り入れ道が接続する市道金屋49号線であるが、こちらのほうのつけかえが必要となったので、つけかえに伴う費用を追加計上させていただいたものである。測量設計等委託料235万6,000円については、用地測量と分筆登記委託料、そして用地購入費100万円を追加させていただいたものである。以上である。

歳出

第6款 農林水産業費

(質 疑)

姫路 敏 下のほうの漁港建設費、その中で桑川と脇川の港の防波堤の修繕ということなのだろうけれども、これどちらにどのぐらいの資金というか経費、ちょっと聞かせてもらえるか。

農林水産課長 林業水産振興室副参事に答弁させていただく。

林業水産振興室副参事 今の姫路委員の質問に関することであるが、計上している全額が内示を受けているわけではなくて、内示を受けた額は875万2,000円であった。いわゆる事業費としては1,750万4,000円となる。内訳としては桑川漁港の南防波堤に関して1,334万4,000円、残り脇川漁港西防波堤に416万円を予定している。以上である。

姫路 敏 これ1回で終わるのか、それとも年次計画でもう少しやっていくとか、今後どのぐらいの経費かかっていくとか、もしわかったら教えてほしい。

農林水産課長 これについても林業水産振興室副参事に答弁させる。

林業水産振興室副参事 今の防波堤に関しては単年度で終わるが、この事業については機能保全事業と申して平成26年、平成27年度に老朽化に伴う機能保全計画というものを村上市が立てている。ほかにも桑川漁港に関しては第1護岸や船揚げ場とか、脇川漁港に関してもほかにも物揚げ場等の修繕するような計画になっているので、その部分については来年度以降にまた要求、事業要望をさせていただきたいと思っている。

姫路 敏 これはたしか国が半分半分なのだよ、これ、そうだったと思うけれども。

林業水産振興室副参事 そのとおりである、半分半分である。国と市半分ずつである。

姫路 敏 もう一つ、今回の林道改良経費というところ、今度ちょっと質問するけれども、改良経費というのか何というのか、我々の東部岩船線だったか、林道期成同盟会ではないけれども、議員連盟のところ、たしか行政から50万円ぐらい入っているよね、50万円だったか、あれ。あの金というのはどこから出ているものなのか。ここから出ているのか、林道改良経費から。それとも我々は一円も出していないのに議員連盟でやっていること自体が私はおかしいなと思ったりするのだけれども、その経費というのは局長わかる、どうなの、それ。

農林水産課長 いわゆる東部線の議員連盟の会費ということ。

姫路 敏 はい。

農林水産課長 それは一般会計から林業振興一般経費のほうから支出、負担金ということで支出させてもらっている。

姫路 敏 ということは、議会の議員連盟なのに、委員長、それ別に後で協議会のときにでもちょっとお話ししようかなと思ったのだけれども、この経費は、今回は改良経費の中には入っていない。それは違うのだよと、これでいいのかな。

農林水産課長 その経費は入っていない。

〔委員外議員〕

なし

第7款 商工費

(質 疑)

- 本間 善和 先ほど説明にあった堀ノ内のところ、名義変更という格好での、これ前回説明確かにあったと思うのだけれども、もう少し、名義変更だったら多分委託料とかそういう格好で上がるのだと思うのだけれども、今回は負担金で上がっている。どこに負担金として出すのか、どういう作業で負担金になったのか、その辺のところちょっと教えていただきたいと思う。
- 商工観光課長 この土地の名義を変更するに民事裁判を起す必要がある。裁判の当事者には村上市はならない。現在の登記名義人である旧山北の所有者と、現の所有者である会社の間での裁判になるので、市が直接裁判を起すのであれば裁判費用として委託料とかそれなりの経費で出すことができるが、財政課と協議した結果、裁判当事者ではないということで。ただ、経緯は前回ご説明させていただいたけれども、市の当時の事務の誤りにより登記がなされなかったということで、市がその分を負担しようということで、名義変更に係る裁判費用からの分を負担させていただいたという支出科目にさせていただいたものである。
- 本間 善和 もう一度、そうすると確認という格好だけれども、そうすると裁判費用を個人の今の名義人の方に支払いするという格好になるのか。
- 商工観光課長 この民事裁判を提訴するのは現在の所有者、現に使われている方が自己取得による私のものですという裁判を起すので、その会社のほうに支払う。
- 姫路 敏 それ前もちらっと私言ったけれども、これは旧山北町における事務手続等のいわゆる処理のミスがここまで引っ張り込んだというのがあるわけだ。この120万円に対してみれば、旧山北町の当時の町長あるいは当時の担当者について負担とかそういう損害賠償というのはする気は全くないのか。
- 商工観光課長 前回の全協でも姫路委員からその指摘が出たかというふうに記憶しているが、現在のところはそこについてはする予定はないという見解である。
- 姫路 敏 もう何十年も前の話なので、それを掘り起こしてというわけにはいかないのだろうけれども、それはわかった。もう一ついいか。観光諸施設経費の中で簡易裁判所を建てかえるのだと。その駐車場広いところのどのぐらいの面積なのか、対象となるところは。どのあたりで大体どのぐらいの面積か。
- 商工観光課長 実質の境界線はまだ協議が済んでいないので、今回の取得で約2,000を若干欠けるぐらい。あと昨年度官舎の宿舎の跡地を500平方メートルほど購入させていただいているので、マックスで2,400から500の間ぐらいの用地を取得する予定で設計に入りたいところである。
- 姫路 敏 そうすれば、坪数にして800坪ぐらいか。建てかえるのはあれは一旦簡易裁判所は取り壊して、そして後ろに下がるのかわからないが、新しいものでそれなりに建て直すという感覚でいいのか。
- 商工観光課長 詳細な部分は国の工事であるけれども、私どもお聞きしている内容では新しいものを建てて、今のを壊すと。その残有地についてこちらでお願いするという形になる。
- 姫路 敏 簡易裁判所というのは木造建てにするつもりなのだろうか、その辺。それとも何階

- 建てなのかどうかという物件なのか、もし情報入っていれば聞かせてもらいたい。
- 商工観光課長 工事については何日から何日までやるよというレベルしか公開されていないくて、それ以上のことはちょっとまだ国のほうから情報提供はしないでくれと。工事で公告で第2・四半期の7月から9月の間に発注するよという公告はされているけれども、工事の内容については建てかえるというだけにとどめておいてくれということである。
- 姫路 敏 村上市の方向性からすると、木造建てというのが私はやっぱり、ここは城下町中心部のあたりであれば、鉄筋コンクリートのもののようなものをすんと建てられると、やっぱり景観上もよろしくない。あそこの部分は景観条例の網の中に入っている部分なので、そのことを国のほうにも重々伝えておいて、どんな建物を建てるかわからない状態、わかっていて言わないのかわからないけれども、その辺のところはしっかりと伝えておかないと、へんてこなものを建てられて、はいでございませうではちょっと困るので、その辺どうなのか。
- 商工観光課長 昨年度宿舎を購入するときの協議時点から、もう既にこちらの景観条例上の色とかいろいろなものの情報は全て提供しているので、それに基づいて設計されているものというふうに思う。
- 姫路 敏 というのは、法務局行く側の信号機ある。信号機あって、その信号機の角の家が洋風な家が建ったわけだ。洋風の家建てただけではなくて、ブロック積みのものがついたの、つい最近だ、ここ3年ぐらい前、きれいになったの。一つ一つのところをやっぱりみんな把握しているわけだから、建てられる方にはそれは私の権利なのだ、どう建てようがおまえに何言われようが関係ないという部分もあるかもしれないけれども、やっぱりそれになじんだものにしてもらいたいというのはある。というのは、鉄骨で2階建てぐらいで建ててみた。言う人出てくる、周りで。どうなのだと。これは確実に出てくる。今のうちに言うておく。もし鉄骨で建てて周りブロック塀でカッタンなんて建ったら、これは大騒ぎで今度またここでヤンヤンと言わねばならないと思っているけれども、副市長、この辺やっぱり副市長の人脈の中でひとつお願いする。
- 副市長 おっしゃるとおりかと思う。お城山を中心にしたまさに歴史的風致維持向上計画のど真ん中にあるので、そういった思いを理解いただけるように、私としても努力をさせていただきたいと思う。ありがとうございます。
- 本間 清人 今5番委員言った損害賠償する気ないという話の中で、ちょっとうろ覚えなのだけれども、どこかの市の首長さんが議会の議決で何かの施設をつくったのが、かなり市税に影響を及ぼして裁判になって、その市長さんが自己破産宣告をしたというような案件もあったよね。ああいうところは恐らくオンブズマンとか市の財政をきちっとチェックしている民間機関が指摘をされて訴えたと思うのだけれども、村上は意外とおとなしい方ばかりで、市税とか市の財政に関して余りメスを入れる団体がない。例えば今回の件に関してだって旧山北町時代の古い話だとはいえども、行政のミスによって生じたことが、また行政の一般会計のほうからたとえ数百万にしても金額を出していくということが、簡単にただ通っていくということ自体はやっぱりおかしいのではないかなという部分を、やっぱり市の中でも俺は考えてほしいなと思うのだ。ではミスしたからいいのだ、今回の議案に関してかなりのミスがあったり、例えば行政の今回不祥事もあったり、それも不祥事があって減給10分の1、そんな程度だけで済んでいって、それでOKなのだという感覚が俺はおかしい。副

市長、その辺どう思う。

副市長

今回の件に限らず、これまでも職員のそういったミスがあった。それから、合併前のことについても今こういった形で出てくるものがある。確かにおっしゃるように、市民の大切な税金を投入するということからすれば、きちっと説明の上、ご理解をいただくということが筋だろうというふうに思う。実は6月21日付で私名で訓令を職員に出して、業務に当たってはしっかりと責任を持って、しかも市長がいつも申し上げている一人ではなくて複数人でチームワークをもって事に当たるようにということで、改めて指示したところである。今回の今提案申し上げた件についても、確かにおっしゃるとおりではあるかとは思いますが、なかなかさかのぼってそこまで踏み込むということについては、さらなるエネルギーも必要だということで、今後そういったことがなるべくないように努力はするけれども、よろしくお願ひしたいというふうに思う。

本間 清人

わかった、この件は。それとちょっと委員長にお許しをいただきたいのだが、この議案には関係ないのだけれども、このたび追加議案で第100号議案出ている、蒲萄スキー場の3,510万円。これに関して委員会付託省略で、いわゆる最終日一発審議なものだから、多分今借地権の問題と今後の方針に関してもどうするかとも、恐らく市長も行政の担当課も悩んでいる、今話なわけではないか。それでこれからまた圧雪車だ、また定期的購入であったり、一般会計から常に6,000万円、7,000万円という金額を提示する中で、今回もまた3,510万円という形になっていく。これ審査がまだ上程されていないうちにここでこんなことを言うのも変な話なのだけれども、ただ議長にちょっとお願ひしたいのは、一発審査で今後の予算の組み方でいいか悪いかという我々も審査をしなければいけないわけなので、できれば参考資料として旧朝日村時代から蒲萄スキー場に係る経費の収支報告みたいな、負担金、例えば一般会計からこのぐらい、それに対する歳出はこのぐらい。収支の赤字報告もある、恐らく黒字のときもあったのか、俺その辺わからないけれども、実際今まで経営してきた中でどのぐらいな費用負担になっているのかという分ぐらいの、その議案に関しての参考資料を私はお願ひしたいというふうに思うのだが、議長、いかがか。

三田 議長

できるだけ審査が詳細に行われるべく出していただければと思うのだけれども、所管大丈夫か。範囲は旧朝日時代からというので、多分あるのだろうけれども、課長に。

商工観光課長

準備してある。全協のときに実は用意して臨んだ。

〔委員外議員〕

なし

第8款 土木費

(質 疑)

本間 善和

県境の期成同盟会の負担金というのは鶴岡市と村上市、これ合同で出しているのが通常であると思うのだけれども、プレイベント30万円というこちらの出し分、これに対して鶴岡市のほうはどのぐらい出すという格好になっているのか。

建設 課長

こちらのほうは事務局で協議して、開催地が今回村上であるというふうなことで、そして大会で行う内容についてもこちらのほうパネルディスカッションを今回はやってみたいというふうなことで、新潟県でなおかつ村上付近の方々に出席していた

だいてパネルディスカッションというふうなことで、開催地負担というふうなことで、村上市が今回30万円のほう負担している。

本間 善和
建設 課長

そうすると、鶴岡市はゼロということなのか。

鶴岡市は当初予算の中で負担金は出していただいている。追加の分だけというようなことである。

本間 善和

それは当然わかるのだけれども、それは当然のことなのだけれども、今例えばこの当初予算でやりましょうという格好で組んだのだけれども、急遽変更になったという意図だよ。そうすると、変更になった部分についても開催地は7割、向こうのほうは3割とかという規定があったと思うのだけれども、負担金を出す。それにととののではないかということでは言っているのだ。

建設 課長

こちらのほうは負担金の割合、加入市町村の割合という決め方あるけれども、それでなくて、今回はたびたび規模拡大するというような中で、そこにかかわる費用は開催地のほうで負担しようというふうな申し合わせをしている。

本間 善和

ちょっと私は納得できないのだけれども。この事業、今イベントでするのが村上市独自でやるのならいいのだけれども、この主催というのは鶴岡市、村上市合同の主催だよ。主催というのは。その中の事業なわけだ。その中の一こまなわけだ。そういうのがふえるということなので、私にすれば当然割合負担は違うけれども、開催地と。来年になれば逆転するわけだけれども、それは当然なことなのだけれども、総体で30万円かかるのであれば、7割は割合でいって村上市が持つ、あと3割は向こうが持つというのが普通の考え方でないかなと思うのだけれども、副市長どうか。

建設 課長

今回は新潟開催というふうなことで村上市、そして新潟県のほうにも負担いただいているというふうなことで、来年はそのかわり鶴岡で会議するので、鶴岡のほうで余計負担してもらわないかというふうなことで話し合いしている。

本間 善和

私も担当したことあるからはっきりわかるので。全てこの経費についてはそういう割合でやりましょうと取り決めてしているわけなのだ、私も担当したものだから。当然新潟県出すのもわかる、山形県に出す割合も私は知っているのだ、それで聞いているのだ。それだからあなた方独自にやるイベントであるのならば当然村上市持たなければならぬと、私は当たり前だと思う。だけれども、このイベントやるのについても鶴岡市の事務局と相談しただろう。したということは一緒の開催のこの事業のタイトル、新潟県、山形県合同で開催する事業になっているはず。

建設 課長

例年の年だと委員もご存じだと思うけれども、両県の意見発表、これでやったわけだけれども、今回はそうではなくてもう少し規模を大きくして注目度をつけようというふうなことでパネルディスカッションを考えているわけである。通常の経費で済むのをパネルディスカッションすることによってコーディネーターとか出演者の旅費等発生する。それは新潟側で、盛り上げるというふうなことで考えて提案したものだから、今回は村上側のほうで負担してというふうなことである。

姫路 敏

今課長一生懸命、すばらしい内容にさせていただきたいなと思っているのだけれども、内容ではなくて、費用かかったときの負担率の問題のことを気にしているのであって。ただ、山形のときは山形持ってくれと、その部分に対してそういう約束でやっているということであればいたし方ないのだけれども、その部分ではそういうことなのか。開催地でやるイベントに関してみれば開催地で負担してくれという約束でやってきたのか、今まで、何回も。

- 建設 課長 今回来年で30周年というふうなことで、ことしのプレイベント、来年のイベントはそのような形でやろうというふうなことで進めている。
- 三田 議長 これ先般の県境地区の同盟会で私も高速の委員長も参加して、そのときもお話あったのだけれども、今回30周年のプレということで、来年は本格的な30年ということで、今回は特別に開催を盛り上げようということで村上市負担、そして来年度は鶴岡市で30周年記念を鶴岡市でやるというようなことであるので、通常の負担割合とは別途なので、ご理解をお願いします。
- 本間 清人 さっき商工観光課長、資料を用意していると言ったではないか。27日全体会で全員集まるので、もしだったらそのときに配付お願いできないか。
- 商工観光課長 ご準備できる。
- 三田 議長 そのほうが本会議前に目通せるからベストではないの。お願いします。

〔委員外議員〕

なし

【賛否態度の発言】

なし

以上で質疑を終結し、賛否態度の発言を求めたが賛否態度の発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第95号のうち経済建設分科会所管分については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと態度を決定した。

分科会長（川崎健二君）閉会を宣する。

（午後1時44分）